

青梅市消防団協力事業所表示制度実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市消防団(以下「消防団」という。)に積極的に協力している事業所等を消防団協力事業所として認定し、当該事業所等に消防団協力事業所表示証を交付することにより、事業所等との協力体制を構築し、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所またはその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 青梅市長（以下「市長」という。）が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所である証として、市長が交付する表示証（以下「表示証」という。）をいう。

3 協力事業所の認定申請および推薦

- (1) 協力事業所としての認定を受けようとする事業所等は、青梅市消防団協力事業所認定申請書（様式第1号）により市長に申請を行うものとする。
- (2) 消防団長は、表示証を交付する事業所等について、青梅市消防団協力事業所認定推薦書（様式第2号）により市長に推薦することができる。この場合において、消防団長は、推薦をする前に当該事業所等の意思を確認しておくものとする。

4 認定

- (1) 市長は、前項に規定する申請等について、次に掲げる基準のいずれかに該当すると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。
 - ア 従業員が、2人以上消防団に入団し、消防団活動について積極的に配慮している事業所等
 - イ 災害時等に資機材等を消防団に提供するなど消防団活動に協力している事業所等
 - ウ アおよびイに掲げるもののほか、消防団活動に協力することに

より、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると市長が認める事業所等

(2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認めるときは、協力事業所の認定を行わないものとする。

ア 消防関係法令に違反している事業所等

イ 市税を滞納している事業所等

ウ 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのある事業所等

5 表示証の交付

市長は、前項の認定を行ったときは、当該事業所等に青梅市消防団協力事業所表示証（様式第3号）を交付するものとする。

6 表示証の表示等

協力事業所は、表示証を当該事業所内等に表示することができるほか、その画像をパンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法により行う映像その他の広告に使用できるものとする。

7 表示証交付整理簿の備付け

市長は、青梅市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第4号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

8 認定期間

(1) 協力事業所の認定期間は、原則として、認定の日から2年とする。

ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年とする。

(2) 協力事業所の認定の効力が失効した事業所等については、第6項に規定する表示等を行うことができない。

(3) 市長は、認定の日から2年を経過する前に、協力事項の現状および表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

9 認定の取消し

市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協力事業所の認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該協力事業所に青梅市消防団認定事業所認定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- (1) 事業を廃止または休止したとき。
- (2) 第4項第1号に規定する基準を満たさないこととなったとき。
- (3) 第4項第2号の規定に該当することとなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき。
- (5) その他協力事業所として適当でないとするとき。

10 表示証の返納

前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長へ返納しなければならない。

11 協力事業所の公表

市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、青梅市ホームページ等により公表するものとする。

12 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

13 実施期日

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。